

京都郡泉村小作争議

- 一、場 所 京都郡泉村大学羽根本
- 二、發生年月日 昭和八年五月二十五日
- 三、解決年月日 昭和九年一月十四日
- 四、關係人員 地主 原 田 博 變外一名
小作人 小 堤 德三 郎外一名
- 五、關係地租額面積 田 一町三段九畝步
- 六、關係團體 地主 側 日本農民組合豐前聯合會仲津村馬場支部
小作人側 全國農民組合(本部)福岡縣聯合會行橋支部
- 七、争議概要
 - 1、發生原因
地主原田博發は昭和八年一月同村金澤正直より田一町三段九畝步を買収し前記小作人に對し新に小作證書の提出を要

- 求したるも小作人は從來の付口反當り八斗を六斗に減額せざれば應ぜずとて小作料減額を主張したるに因る
 - 2、要求事項 小作證書更生
 - 3、争議經過
地主に於ては小作人と數回に亘り折衝したるも示談解決の見込なく、所屬日豊豐前聯合會長有永靈城及副會長原田政市(地主實父)の應援を求め五月二十七日福岡地方裁判所小倉支部小作調停を申請す。
一方小作人側は日豊豐前聯合會を脱退し親族關係ある全農(本部派)福岡縣聯合會千萬太郎へ應援を依頼し全組合行橋支部に加附す
- 第一回調停委員會
昭和八年六月三日午後一時泉村役場に於て開催、地主側は